

2月1日(木)から交換開始!

「元気づくりポイント」の商品券などの交換が始まります

問い合わせ 元気づくり課 (保健センター) ☎ (928) 2000

交換期間 2月1日(木)～3月15日(木) ※土・日・祝日を除く

交換時間 午前9時～午後5時

交換会場 ①いきいき情報センター 2階ロビー ※2月21日(水)は休館日のため交換の受付は行っていません。
②市役所3階 地域コミュニティ課窓口



市では、40歳以上の市民を対象に、健康診査・がん検診の積極的な受診を促し、またスポーツ活動、文化芸術活動、介護予防活動に参加することで、元氣な市民生活をおくり、健康寿命の延伸につなげることや、商工会、筑紫農業協同組合、自治会、行政が一緒に取り組むことで、市全体で健康づくり、生きがいづくりに取り組むことを目的として、元気づくりポイント事業を実施しています。

2月1日(木)から、皆さんが貯めたポイントの商品券(5000ポイント達成の皆さんには、加えて元気づくし米3kg)と交換できるようにになります。

交換期間や方法などを確認のうえ、スムーズな交換にご協力をお願いいたします。

なお、ポイントは2月28日(水)までためることができます。

交換方法

①「元気づくりポイントカード」と住所・氏名が確認できる書類(運転免許証、保険証など)を持参してください。

②会場で「ポイント交換及び寄付申請書」に必要事項を記入し、「ポイントカード」・「住所氏名が確認できる書類」と一緒に窓口に出してください。(ポイント交換及び寄付申請書)は市ホームページからダウンロードできます)

③書類を確認後、申請されたポイントに応じて、商品券などと交換しますので、受領の署名をし、受け取ってください。

交換ポイント

交換ポイント数	交換できるもの
1,000～1,950ポイント	1,000円の商品券 (端数はお住まいの自治会へ寄付)
2,000～2,950ポイント	2,000円の商品券 (端数はお住まいの自治会へ寄付)
3,000～4,950ポイント	3,000円の商品券
5,000ポイント	3,000円の商品券と 表彰状・元気づくし米(3kg)

※自治会への寄付は、交換期間後に市から各自治会へ行きます。

注意事項

- 交換は、1人5000ポイント(カード1枚)が上限です。
- ご家族でのポイントの合算はできません。
- 1000ポイント未満での交換申請はできません。
- 3000ポイントを超えた場合の端数は、お住まいの自治会へ寄付できません。
- 商品券の額面より値段の低い品物を購入してもおつりはありません。

商品券使用方法



商品券有効期間
2月1日(木)～3月31日(土)

商品券使用方法
元気づくり商品券取扱店のポスターが掲示された店舗で使用できます。詳細は、商品券交換時にお渡しする取扱店一覧をご覧ください。

